

# 国立大学法人高知大学職員の懲戒等に関する規則

平成16年4月1日  
規則第42号

最終改正 平成27年3月25日規則第152号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第64条の規定による職員の懲戒に関し、並びに就業規則第10条及び第22条の規定による職員の降任及び解雇に関し、必要な事項を定める。

## 第2章 懲戒

### (懲戒対象者の報告)

第2条 所属長等は、所属職員等で就業規則第64条に該当し、懲戒することを適当と認める者（以下「懲戒対象者」という。）があるときは、懲戒に関する報告書により学長に報告するものとする。

### (委員会への諮問)

第3条 学長は、前条の規定に基づき報告書を受理したときは、別に定める委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

### (事案の審議)

第4条 委員会は、学長から諮問された事案について調査審議し、意見を付して速やかに学長に報告しなければならない。

2 委員会は、事案を審議するときは、委員会に懲戒対象者の出席を求め、直接、懲戒対象者から事実関係を釈明させなければならない。ただし、懲戒対象者がこれを拒否した場合は、この限りでない。

### (懲戒処分の決定)

第5条 学長は、前条第1項の審議結果を参酌し、懲戒処分の決定を行い、懲戒処分書及び処分説明書をもって懲戒対象者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、懲戒対象者が就業規則第3条第1項第1号に規定する大学教員にあっては、教育研究評議会の審査を経て懲戒処分の決定を行うものとする。

3 前項の審査に関し、教育研究評議会は、次の手続を行うこととする。

- (1) 審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付すること。
  - (2) 審査を受ける者が前号の説明書を受領した後 14 日以内に請求した場合、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。
  - (3) 必要があると認める場合は、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴すること。
- 4 前項に規定するもののほか、第 2 項の審査に関し必要な事項については、教育研究評議会が別に定める。
- 5 第 1 項及び第 2 項の処分は、原則として学内外に公表するものとする。

(学系教授会報告)

第 6 条 懲戒処分を受けた者が大学教員の場合は、懲戒処分の内容等を当該所属学系教授会等に報告するものとする。

### 第 3 章 降任及び解雇

(降任及び解雇の決定)

第 7 条 大学教員の降任及び解雇は、第 3 条から前条までの規定を準用し、行うものとする。

- 2 就業規則第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する職員の降任及び解雇は、第 3 条から第 5 条第 1 項までの規定を準用し、行うものとする。

### 第 4 章 雑則

(人事記録への記載)

第 8 条 懲戒処分、降任及び解雇の内容は、人事記録に記載する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規則第 112 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 14 日規則第 33 号)

この規則は、平成 24 年 9 月 14 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 25 日規則第 152 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。